

八千代町障がい者活躍推進計画

機関名	八千代町・八千代町教育委員会
任命権者	八千代町長・八千代町教育委員会教育長
計画期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
八千代町における障がい者雇用に関する課題	八千代町においては、積極的な採用活動を行い、令和5年6月1日時点で法定雇用率を充足している。 引き続き、法定雇用率を充足するためには、障がい者雇用の促進をさらに進めていく必要があり、障がい者である職員の活躍と雇用の定着のためには、一層の体制整備や取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和5年6月1日時点の実雇用率：2.86% （評価方法）毎年任免状況調査により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	障がいのある職員の定着を促進し、離職者を生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障がい者雇用の促進及び障がい者活躍推進計画の円滑な実施を図るために障がい者雇用推進者として人事担当部長を選任する。
(2) 人材面	○障がいのある職員の意向を確認した上で、新規受入れ職場に対し、障がいのある職員と共に働くにあたっての心構えなどを周知する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務管理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用時をはじめ定期的な面談を活用し、個々の業務が対応できているか点検し、必要に応じて改善する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○きめ細やかな面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。

		・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
	(3) 働き方	○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を推進する。
	(4) その他の人事管理	○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。 ○配置先については、本人と協議の上、必要な範囲で、合理的配慮の提供を行う。